



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2022年2月25日 No.413



2022春闘要求を勝ちとろう③

私たち東日本ユニオンは

賃金規程第23条の特別加給を行わないことを求めています

赤字下・コロナ禍での社員の奮闘に

優 劣 はない！



特 別 加 給 と は

特別加給とは「昇給所要期間内において、勤務成績が特に優秀な社員については、第22条の2に規定する所定昇給額以内の金額を加算することがある」と賃金規程第23条で定めています。

▼成績率（賃金規程第145条）

- (1) 勤務成績が極めて優秀な者……15/100 増
- (2) 勤務成績が特に優秀な者……10/100 増
- (3) 勤務成績が優秀な者……5/100 増

私たち東日本ユニオンは「特別加給」制度そのものを否定していません。今の経営状況から「実施すべきではない」と主張しています。

全社員が一丸となって黒字化と会社発展にむけて奮闘しています

新型コロナウイルスの収束が見出せない中、私たちは「安全・安定輸送」の確保を柱に、黒字化の実現をめざして収入の確保に努めるとともに、社員自らの成長を通じた会社の持続的な発展をめざして奮闘しています。

全社員が一丸となって等しく奮闘してきた努力は、1月31日に発表した「2021年度第3四半期決算」（単体）における「営業収益：1兆797億円（対前年121.8%）」にあらわれています。また、2021年10月～12月期の経常損益（連結）は702億円の黒字となり、売上営業損益率を前年同期のマイナス5.4%から12.1%へと大きく改善させてきました。

社員一丸となつての“頑張り”に



水を差す特別加給を行うべきではない！